**特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当について**

　在宅で生活する障がいや疾病のある方に対し、下記の手当を支給しています（所得制限あり）必要書類など詳しくはお問い合わせください。

※障がい者手帳の有無は問いません。

※既に支給されている方で、住所変更や施設への入退所、長期入院した場合は届け出が必要です。

**問合せ**／福祉課　障がい者福祉係　（☎：27-8141）

**●特別児童扶養手当（月額　1級　56,800円、2級　37,830円）**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 身体または精神に政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を、監護（監督・保護）している父母や養育者 |
| 障がいおよび  疾病の種類 | 視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、そしゃく・嚥下・音声・言語機能障がい（口蓋裂、失語症など）、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障がい）、精神障がい（高次脳機能障がい、てんかん、知的障がい、発達障がいを含む）、神経系統の障がい、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患（再生不良性貧血、白血病など）、代謝疾患（糖尿病など）、悪性新生物、その他の障がい（人工肛門、難病など） |
| 資格喪失条件 | 障がい・疾病のある方が施設入所した場合、または20歳に到達した場合。 |

**●障害児福祉手当（月額　16,100円）**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方 |
| 障がいおよび  疾病の種類 | 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内臓機能障がい（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液）、精神障がい（知的障がい、発達障がいを含む）などが重度かつ永続的に有する状態 |
| 資格喪失条件 | 施設入所した場合、または20歳に到達した場合。 |

**●特別障害者手当（月額　29,590円）**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 身体または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時、特別な介護を必要とする20歳以上の方（要介護認定のみを受けている方で、著しく重度の障害のある方を含む） |
| 障がいおよび  疾病の種類 | 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内臓機能障がい（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液）、精神障がい（認知症、知的障がい、発達障がいを含む）など、重度の障がいが重複かつ永続的に有する状態 |
| 資格喪失条件 | 養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所した場合、または3カ月以上入院した場合（介護療養型医療施設、介護老人保健施設を含む） |